

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、健全な企業活動を確保するためにコンプライアンスを徹底し、経営の透明性と効率性を高め、お客様、お取引先、株主、社員、地域社会等、様々なステークホルダーと良好な関係を構築して、企業価値の最大化を目指します。そのために、コーポレート・ガバナンスの体制強化に引き続き努めてまいります。

【セキチュースタンダード】

<スローガン>

暮らしもっと楽しく 快適な住まいづくりのお手伝い

<経営理念>

誠 創 和

・誠 実 お客様、お取引先、株主、社員に誠実であること - 売っていただいて 買っていただく -

・創 造 お客様のよりよい暮らしの創造を通じ、会社の繁栄と社員の人生の充実をはかる

・調 和 全員参加の経営を旨とし、地域社会との調和をはかる

<経営方針>

大きな企業より強い企業の実現

・地域一番店の実現

・最も信頼される商品とサービスの提供

<倫理基本方針>

1.法令等の遵守

2.公正な企業活動の遂行

3.お客様第一主義の実践

4.良き企業市民としての行動

5.職場秩序の維持・向上

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2 議決権行使のための環境整備】

当社は、国内の限定された地域で事業展開をしており、また海外投資家の比率が極めて低いことから、議決権の電子行使、招集通知の英訳は行っておりません。今後、海外投資家の比率等の推移を考慮しながら引き続き検討して参ります。

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、従来より取引先や金融機関との安定的な関係維持・強化、また同業他社の情報収集目的で政策株式を保有してまいりました。この保有が目的にかなっているか、また保有のコスト・リスクが便益に見合っているかについて、定期的に検証し、意義が薄れたものについてはできるだけ速やかに縮減することとしています。また、保有している株式の議決権については、中長期的な企業価値の向上に資するものか否かを総合的に判断し、議案ごとに行使いたします。

【補充原則2-4 中核人材の登用等における多様性の確保】

当社の管理職は、性別・国籍・中途採用者の区別なく能力や適性を総合的に勘案して登用しておりますが、結果として現状まだ多くはないとの認識であります。今後とも、適性のある人材を管理職として登用していく方針であり、多様性の確保に向けた環境整備をしてまいります。

【補充原則3-1 海外投資家等の比率を踏まえた英語での情報の開示・提供】

当社は、海外投資家の比率が極めて低いため、英文での情報開示は行っておりません。今後海外投資家の比率等の推移を考慮しながら検討して参ります。

【補充原則3-1 自社のサステナビリティについての取組み】

当社は、幅広いステークホルダーとの協働、情報開示と透明性の向上に努めており、当社の経営理念のもと、企業の社会的責任を深く自覚し、日常の業務遂行において関係法令を遵守し、持続可能な環境、社会づくりに適合した行動を実践しております。

今後は、サステナビリティについての取り組むべき内容について、当社ホームページ等を通じて、具体的な取り組みの開示を検討してまいります。

【補充原則4-1 中期経営計画の実現に向けた対応】

当社は、ここ数年は大きな社会環境の変化により、先行きの見通しも絶えず変動することから、具体的な数値目標を織り込んだ中期経営計画の策定は行わず、定性的な中期経営目標に沿った運営を行ってまいりました。そのうえで事業年度計画に基づき、進捗状況の確認、分析を行い、必要に応じて適宜、計画や方針の見直しを行うこととしております。なお、中期経営計画の策定、公表につきましては、今後の重要な経営課題のひとつとして、検討してまいります。

【補充原則 4 - 2 自社のサステナビリティを巡る取組みについての方針策定等】

当社は、サステナビリティをめぐる取り組むべき内容について、経営戦略・経営課題も踏まえ、今後方針として決定することを検討してまいります。人的資本・知的財産への投資は当社グループの成長には必要不可欠であると認識しており、中長期的視点での実行性のある監督が機能するよう努めてまいります。

【補充原則 4 - 10 指名委員会・報酬委員会の権限・役割等】

当社は、現状においても、社外取締役もその役割に応じて積極的に当社の経営に関与していることから、現時点では任意の指名・報酬委員会を設置しておりませんが、今後当社を取り巻く経営環境の変化を踏まえ、諮問委員会の設置を継続的に検討してまいります。

【補充原則 4 - 11 取締役会の多様性に関する考え方等】

当社の取締役は役員規程において、法定の要件を備え、人格並びに識見ともに優れ、その職責を全うすることのできる者を選任するとしております。また、多様性を確保するため、事業に精通した業務執行者、各分野における専門知識と豊富な経験を有する者、企業経営等の経験または高度の専門的知見を有する者から、年齢、性別、国籍、背景によらず選任するよう努めており、引き続き当社の経営戦略、事業内容を鑑み、バランスの取れた人選を検討してまいります。取締役のスキルマトリックスにつきましては、策定・開示に向けて検討を行ってまいります。

【原則 5 - 2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社では、経営戦略や経営計画の開示は行っておりませんが、それらの策定に当たっては、売上高、営業利益、および資本効率について目標値を設定しております。今後、開示も検討してまいります。その際には、経営資源の配分などに関し、具体的な実行内容について、分かりやすい言葉・論理で表すように努めてまいります。

【補充原則 5 - 2 事業ポートフォリオの基本方針の見直しの状況についての説明】

当社では、現在、経営戦略や経営計画の開示は行っておりませんが、経営戦略や経営計画の策定に関しては、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、その実現のために、事業ポートフォリオの見直しや、人財投資・設備投資等を含む経営資源の配分等に関する具体的な実行内容についてわかりやすく示すよう努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則 1 - 7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役と会社間の取引および競業取引を行う場合は、当該取引が当社および株主共同の利益を害することが無いよう、あらかじめ取締役会の承認を要するものとしております。

関連当事者との取引条件およびその決定方針等につきましては、招集通知および有価証券報告書等で開示を行っております。

【原則 2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、社員一人ひとりのライフプランに応じた自由な資産形成を支援するため、確定拠出年金制度を採用しております。専門機関であるみずほ信託銀行に管理運営を依頼し、社員には加入者教育や適宜新プランの提案を行っております。なお、確定拠出年金制度における運用は、加入者である従業員が自ら、運営管理機関に対して指図を行うものであり、運用に伴うリスク及びリターンもまた、加入者である従業員が自ら負担するものであります。そのため、当該企業年金について、当社がアセットオーナーとしての立場で企業年金の積立金の運用に関与することはございません。

【原則 3 - 1 情報開示の充実】

() : 当社の経営理念につきましては、当社ホームページに掲載しております。

経営理念 <http://www.sekichu.co.jp/company/philosophy/>

経営戦略、経営課題につきましては、有価証券報告書の「対処すべき課題」に掲載しております。

() : コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、コーポレートガバナンスに関する報告書及び有価証券報告書等において開示しております。

() : 取締役の報酬等の決定に関する方針につきましては、コーポレートガバナンスに関する報告書および有価証券報告書で開示しております。

() : 経営陣幹部の選任および取締役候補の指名については、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献するための資質を備えた者であることを選任または指名を行うにあたっての方針とし、社外取締役を含む取締役会において審議検討の上決定しております。

監査役候補については、当社の経営が健全に行われていることを適正に監査することができる資質を備えた者であることを指名を行うに当たっての方針とし、社外取締役を含む取締役会において審議検討の上、監査役会の同意を得て決定しております。

経営陣幹部が法令及び定款に違反する行為があった場合等、客観的に解任が相当と判断される場合には、社外取締役を含む取締役会において十分な審議を尽した上で決議いたします。

() : 経営陣幹部及び取締役・監査役候補の選解任または指名に関しては、株主総会参考書類等において理由を開示しております。

【補充原則 4 - 1 経営陣に対する委任の範囲】

当社の取締役会は、当社の「取締役会規則」等で定めた経営に関する重要事項及び法令・定款により取締役会が決定すべきとされている事項に係る意思決定を行うこととしており、その他の事項に係る決定については、その重要性及び性質等に応じて業務執行取締役等の業務執行者に委任しております。

【原則 4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外役員の独立性に関しては、東京証券取引所が定める基準を参考にしております。また、独立社外役員の候補者の選定に当たっては、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を候補者とするよう努めております。

【補充原則 4 - 11 取締役・監査役の兼任状況】

当社役員および役員候補者の「重要な兼職の状況」につきましては、招集通知の事業報告および株主総会参考書類、ならびに有価証券報告書等に記載しております。

【補充原則 4 - 11 取締役会の実効性評価】

当社の取締役会は、年に1度以上取締役会全体の実効性について、各取締役による自己評価を含めた分析・評価を実施することとし、必要に応じてその概要を開示致します。

【補充原則 4 - 14 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役及び監査役が自らの役割を十分に果たすべく、取締役及び監査役の責任と義務、法的リスク等の知識の習得について、必要に応じて社外研修等を活用しております。

【原則 5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主からの対話（面談）の申し込みに対しましては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応を行います。株主の建設的な対話を促進するため、広報・IR担当の取締役を中心に個別面談、電話取材等、株主との建設的な対話を行います。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社サウス企画	2,507,500	46.56
セキチュー取引先持株会	827,800	15.37
アトム総業株式会社	285,160	5.29
株式会社しまむら	275,000	5.10
株式会社群馬銀行	198,800	3.69
関口 礼子	167,103	3.10
関口 忠弘	165,055	3.06
セキチュー従業員持株会	110,587	2.05
株式会社足利銀行	101,400	1.88
関口 完	90,246	1.67

支配株主（親会社を除く）の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

大株主の状況は、2021年2月20日現在。所有株式数の割合(%)は、発行株式総数より自己株式(200,192株)を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	2 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
釘島 伸博	弁護士											○

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
釘島 伸博	○	――	長年にわたる弁護士としての職歴を通じて豊富な経験と高い見識・専門性を有しており、法律の専門家として、当社の倫理に拘わらず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で独立性を持って経営の監視を遂行するのに適任であります。そのことにより、取締役会の透明性の向上および監督機能の強化に繋がるものと判断し、独立社外取締役に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査および監査役監査

当社の内部監査体制は、社長直轄組織である内部監査室(1名体制)において、会社法および金融商品取引法上の内部統制システムの整備・改善および業務の遂行が、各種法令や当社の各種規定類および経営計画等に準拠して実施されているか、効果的、効率的に行われているか調査・チェックを行うとともに、不正過誤を防止し、業務の改善、指導に向けた内部監査を行っております。また、監査の実効性を高めるため、監査役との内部監査の同行、監査結果についての情報の共有化等、連携強化に努めております。

監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名体制で、3名全員が社外監査役であります。各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準、監査計画および職務分担に基づき、業務の執行の適法性、妥当性について監査しております。また、監査役間の情報交換を緊密にし、会計監査人、内部監査室とも連携して経営監視機能の充実に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
久住 昌和	その他													○
原口 博	公認会計士													○
小松原 卓	他の会社の出身者													○

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
久住 昌和	○	_____	警察行政の豊富な経験・実績を当社リスクマネジメントおよび経営管理に活かしていただくため、選任しております。当社との間に特別な利害関係がなく、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないものと判断し、本人同意の上で独立役員として指定しております。
原口 博	○	_____	公認会計士の豊かな経験・実績から財務および会計に関する知識と識見を当社の経営に活かしていただくため、選任しております。当社との間に特別な利害関係がなく、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないものと判断し、本人同意の上で独立役員として指定しております。
小松原 卓	○	_____	企業経営・金融機関での経験・実績から経営および財務・金融に関する知識と識見を当社の経営に活かしていただくため、選任しております。当社との間に特別な利害関係がなく、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないものと判断し、本人同意の上で独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

4 名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

- ・第70期(2021年2月期)の役員報酬は、取締役6名131,618千円、監査役3名10,200千円、計9名141,818千円となっております。
- ・上記のうち、社外役員(社外取締役および社外監査役)に対する報酬等の総額は、4名13,800千円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬額は、株主総会で承認された報酬額の範囲内において業績貢献度、経営状況、経済情勢等を考慮の上、決定しております。当社の取締役の報酬に関する株主総会決議年月日は2015年5月13日であり、取締役は年間報酬総額を2億5千万円以内(ただし使用人給与は含めない)と決定しております。監査役の報酬に関する決議年月日は1992年5月18日であり、監査役は年間報酬総額を1千2百万円以内と決定しております。

取締役の具体的な報酬等の額につきましては、株主総会にて決議された金額の範囲内で取締役会の一任を受けた代表取締役社長が決定しております。尚、当社の取締役の報酬等は、固定報酬のみとし、月毎に支払いをします。監査役の具体的な報酬等の額につきましては、監査役間の協議の上で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役(社外監査役)のサポート部門としては、総務課、内部監査室が担当しております。専従スタッフは置いておりませんが、補助者を求められた場合には、協議のうえ合理的な範囲で配置することといたしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

【企業統治体制の概要】

当社は、監査役会設置会社であり、取締役会(5名)、監査役会(社外監査役3名)および内部監査室からなる企業統治体制を採用しております。

【取締役会】

取締役会は、取締役5名で構成され、少人数で機動性を重視した体制をとっております。定例取締役会は、原則月1回開催しており、また、必要に応じて適宜臨時に開催し、法令に定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況の監督等をしております。

【監査役会】

監査役会は、監査役3名(3名全員が社外監査役)で構成されております。監査役は、定期的に監査役会を開催し、監査に関する重要事項について協議を行い、また、取締役会などの重要な会議に出席し、取締役の職務執行の状況および会社財産の状況等を客観的な立場から監査、監督し、監査機能の強化に努めております。

【内部監査室】

内部監査室は、社長直轄組織であり、会社の業務活動が適正かつ合理的に行われているか監査を行うとともに、不正過誤を防止し、業務の改善・指導に努めております。

その他の会議体として、「経営会議」(原則週1回)、「戦略会議」(都度開催)をそれぞれ開催しております。

「経営会議」は、取締役、各部門の責任者出席のもとに開催し、稟議・承認事項等の社内意思決定および業務執行の意思統一を図っております。

「戦略会議」は、議題に応じてメンバーを招集し、各部門にまたがる戦略問題の検討および議論を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、企業経営の監査および組織運営の効率化、コンプライアンスの徹底を推進するために相当の体制が整備されていると判断し、現在の企業統治体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会を5月13日(木)に実施いたしました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	適時開示資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	主管部署を総務課として、担当者を配置しております。	
その他	主要取引先様にご出席頂き、決算説明会を原則毎年開催しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「経営理念」に掲げておりますとおり、お客様、お取引先、株主、社員、地域社会等、様々なステークホルダーと良好な関係を構築して、企業価値の最大化を目指してまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- 内部統制システムの整備の状況(平成18年5月17日内部統制に関する基本方針として制定)
- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社は、コンプライアンス体制に係わる規程を整備し、法令および定款・社内規程を遵守するとともに、業務分掌の明確化と権限行使の適正化を図る。また、社外監査役を選任することにより、取締役の職務執行に対する監督機能を充実する。
内部監査室は、代表取締役社長の直轄組織として本社および各店舗に対して監査を実施し、不正過誤の防止と業務の改善・指導および規程の充実・具体化に努める。
法的判断を要する案件については、速やかに顧問弁護士等に相談し、法令を逸脱しない体制を整備する。また、コンプライアンス体制を推進するために、内部通報制度を構築し、通報窓口を社内および社外に設置して匿名での通報を受けるとともに、通報者に対する不利益取扱いの防止を保証する。
- (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき適切に検索が容易な状態で保存・管理するとともに、文書種別に保存期間を定め、期間中は閲覧可能な状態を維持する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、リスク管理規程を整備し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合は、代表取締役指揮下に対策本部を設置し、迅速かつ的確な対応を行うことで、損失の拡大を防止する体制を整える。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、取締役の職務権限、会議体の開催や付議基準等を明確化するとともに、意思決定の妥当性を高めるためのプロセス・体制を確保する。また、取締役会は月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、経営に関する重要事項についての審議、議決および取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社は、現在監査役を補助すべき使用人は配置していないが、監査役から求められた場合は、監査役と協議のうえ、合理的な範囲で配置する。その際、補助業務にあたる使用人は、監査役の指示命令に従い職務を行う。また、当該使用人の任命・異動等を行う場合は、監査役に事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保する。
- (6) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役および使用人から職務執行状況の報告を受けるほか、稟議書等の重要な書類を閲覧し、

必要に応じて取締役および使用人に、その説明を求める。また、内部監査室から、定期的に内部監査状況を報告する。その他、監査役監査のために求められた報告事項について、速やかに対応する体制を整備する。

(7) 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社の役員・使用人に対し、監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役員・使用人に周知徹底する。

(8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をしたときは、当該費用等が監査役職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに支払い等の処理を行う。

(9) その他 監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、監査役会規則に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、内部監査室および会計監査人と緊密な連携を保ちながら、自らの監査成果の達成を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、反社会的勢力とは断固として対決し、一切関係を持たないことを基本方針とする。また、反社会的勢力から接触を受けたときは、ただちに警察等のしかるべき機関に情報を提供するとともに、暴力的な要求や不当な要求に対しては、弁護士等を含め外部機関と連携し、組織的に対処する。
- (2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況
当社は、反社会的勢力との関係遮断を企業行動基準に明記し、法令、社会的規範および企業倫理に反した事業活動は行わない。また、内部通報制度を適切に運用し、反社会的勢力の潜在的関与を排除する。
当社は、群馬県企業防衛対策協議会に加盟し、その他所轄警察署および株主名簿管理人から関連情報を収集し、不測の事態に備えて最新の動向を把握するよう努める。また、これらの勢力に対する対応は、総務人事部が総括し、必要に応じて外部機関と連携して対処する。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

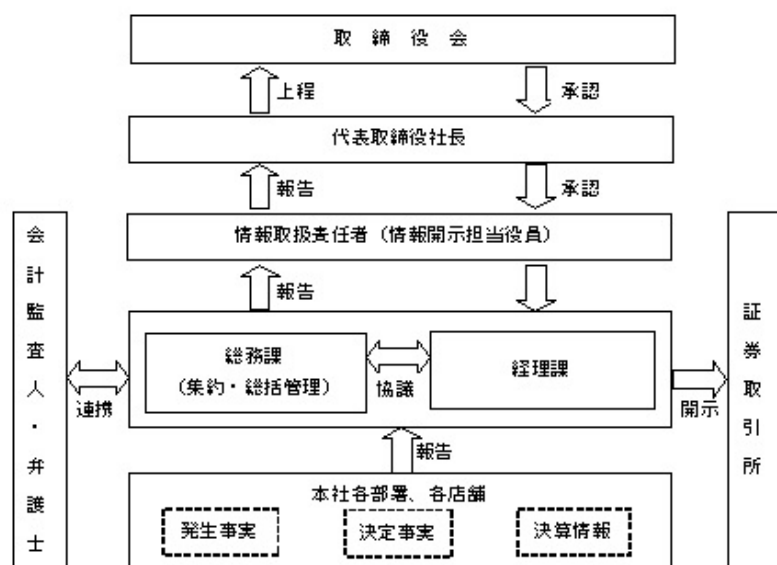
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

- 【適時開示体制の概要】
1. 会社情報の適時開示に関する基本方針
当社は、適時開示が必要とされる会社情報につきましては、金融商品取引法等の関連法令および株式会社東京証券取引所の定める適時開示規則等に基づき、投資者に公平、正確かつ迅速に情報提供することを基本方針としております。
2. 会社情報等の適時開示に係る社内体制の状況
決定事実ならびに決算情報につきましては、取締役会の決議等の会社の業務執行を決定する機関による決議・決定が行われた後、発生事実につきましては、その発生を事実認識した後、速やかに情報を開示しております。

＜会社情報の適時開示に係る社内体制＞



<内部統制を含むコーポレートガバナンス全体図>

